

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第64号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市障害者スポーツセンター利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正することとしました。

利用料金の上限額の改定

区分			利用料金					
			改正前			改正後		
			午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
体育室	全面利用	日曜日、土曜日及び休日	円 3,030	円 3,560	円 5,970	円 4,540	円 5,340	円 8,950
		その他の日	2,510	3,030	5,020	3,760	4,540	7,530
	半面利用		1,250	1,460	2,510	1,870	2,190	3,760
プール (1人につき)	一般		830	830	830	1,240	1,240	1,240
	学齢に達しない者（3歳以上の者に限る。）、小学校の児童及び中学校の生徒		410	410	410	610	610	610
卓球室（1台につき）			520	520	520	780	780	780
アーチェリー場			1,250	1,460	2,510	1,870	2,190	3,760
トレーニング室（1人につき）			310	310	310	460	460	460
研修室，会議室1，会議室2及び会議室3（1室につき）			2,090	2,400	4,190	3,130	3,600	6,280

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第64号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表体育室の項中「全面使用」を「全面利用」に、「3,030」を「4,540」に、「3,560」を「5,340」に、「5,970」を「8,950」に、「2,510」を「3,760」に、「5,020」を「7,530」に、「片面使用」を「片面利用」に、「1,250」を「1,870」に、「1,460」を「2,190」に改め、同表プール（1人につき）の項中「830」を「1,240」に、「410」を「610」に改め、同表卓球室（1台につき）の項中「520」を「780」に改め、同表アーチェリー場の項中「1,250」を「1,870」に、「1,460」を「2,190」に、「2,510」を「3,760」に改め、同表トレーニング室（1人につき）の項中「310」を「460」に改め、同表研修室、会議室1、会議室2及び会議室3（1室につき）の項中「2,090」を「3,130」に、「2,400」を「3,600」に、「4,190」を「6,280」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表体育室の項の改正規定（「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）